

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 3161号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>



藤公園 藤まつり (岡山県和気町)

### もくじ

● 随 想	● フォーラム	● 政 策	● 活 動
豊かな自然の中で躍動するまち……………	魅力と活気にあふれ多くの人が集つまちⅡ鳥取県湯梨浜町……………	個人情報保護制度の見直しについて……………	「今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場(第1回)」に 佐々木行政委員会委員が出席……………
			(2)
			(4)
			(8)
			(12)

### コラム

## 所得格差と健康格差

農業ジャーナリスト・明治大学客員教授

榎田 みどり

20年以上前から食育に関わってきたが、当時から気になっていたことがある。1世帯あたりの野菜・果物の年間購入額を見ると、世帯主が20代と60〜70代では2倍以上の開きがあることだ。

若い世代ほど、野菜や果物そのものを食べなくなっており、輸入農産物への対抗戦略云々の前に、今の高齢世代がいなくなる20年後、30年後は、さらに国内全体の消費量が減少すると容易に想像が付いた。

2000年当時、私はその主要因が家庭・個人の食に対する意識の問題と思い、その視点から、食育活動の推進が農業界にとっても必須だと訴えてきた。しかし、数年前から、これは、家庭だけでなく社会構造とも密接に関係があると思い始めた。

平成30年の厚労省「国民健康・栄養調査」で、日本でも初めて、所得格差と健康格差の相関関係が指摘された。年収200万円未満と600万円以上の世帯を比較すると、バランスのとれた食事、歯の本数、糖尿病比率などに差があるとの指摘だ。

4月から、農政ジャーナリストの会で、「食の貧困とどう向き合うか」をテーマに研究会を開催中だが、初回の講師だった東京都立大

学教授の阿部彩氏(子ども・若者貧困研究センター長)から、今回のコロナ禍が、非正規就労の低所得家庭の経済に打撃を与え、それが食費の切り詰めにつながり、食の貧困をさらに悪化させている現状報告があった。

かねてから、アメリカ・イギリスなどでは、低所得者層ほど、空腹を満たす炭水化物や脂肪分の高い食料に食事が偏り、野菜や果物の消費が少なく、肥満や糖尿病が多い現状が報告されていた。日本にとっては遠い話と思っていたが、現実には、日本でもコロナ以前から、潜在的に存在した問題と阿部氏は指摘する。

要するに、野菜や果物を食べたくても、経済的な理由で食べられない人も多いということだ。アメリカでは、食費を補助する「栄養補助プログラム」や子どもに野菜・果物を提供する「野菜・フルーツプログラム」「学校朝食・昼食プログラム」など公的支援事業がある。日本は「子ども食堂」など民間の支援活動は広がったものの、公的支援は少ない。食育のあり方も農産物消費拡大戦略も、新たな視点で考えなければならない時代に突入したようだ。

### 写真キャプション

昭和60年に開園した藤公園は、北は北海道函館から南は鹿児島県坊津まで、全国46都道府県の著名な藤を集めている(沖縄県は野生の藤が生息しない)。その数約100種類と種類の多さでは日本一を誇る美しい公園。約7,000㎡の敷地に、幅7m、総延長500mの藤棚。その下は通路となっており藤を仰ぎながら散歩することができる。

活 動



全国町村会

# 「今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場（第1回）」に佐々木行政委員会委員が出席

「今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場（第1回）」が、5月17日、WEB会議形式で開催され、本会の佐々木哲男行政委員会委員（秋田県町村会長・東成瀬村長）はじめ、飯泉嘉門全国知事会長（徳島県知事）、吉田信解全国市長会社会文教委員会委員長（埼玉県本庄市長）が出席し、意見交換を行った。

冒頭、萩生田光一文部科学大臣が挨拶に立ち、今回の35人学級実現という教育改革の第一歩を踏み出すことができ、地方三団体をはじめ教育委員会、学校、保護者等多くの教育関係者の皆様の後押しと支援に感謝を伝えるとともに、協議の場で取り上げていただきたい課題として、①

加配定数を含めた教職員定数の適切な配置、②質の高い教師の確保や正規教員の配置の促進のための取組、③外部人材の活用、④少人数学級の効果の検証、⑤教室不足への対応を含めた教室の環境整備に加え、校務支援システムの整備について述べた。また、「今回の法改正は、一人一台端末と少人数学級を車の両輪として学校の教育環境を大きく変え、

個別最適な学びと協働的な学びを実現することが目的である。この新たな学びの実現に向けて、小学校の35人学級を今後5年間で円滑に導入していくことが極めて重要であり、ただいま申し上げた課題を国と地方が協力して解決していく必要がある中で、それぞれの立場から忌憚のないご意見をよろしく願う」と締め括った。

意見交換の場で、佐々木行政委員会委員はじめに、必要な教員等の加配について、「少人数学級が推進されることにより、児童・生徒一人一人に目が届きやすくなることは大きなメリットではあるが、このメリットを大きく活かすためには、教員の確保が鍵になる」としたうえで、本会行政委員会の町村長に行った意見照会で、「町村において、地域に密着し生き生きとした授業を担っている加配教員が、この法改正を機に基礎定数に振り替えられ、これまで

と同様に確保されなくなるのではないか」といった強い不安の声が多数あったことを挙げ、「そうならば、町村の独自性を活かした特色ある教育を推進できなくなる可能性が高くなる」と懸念を示した。特に、町村では既に35人を下回る少人数学級を実施しているところが多く、それ以外にも、いじめや不登校等に係る指導、英語等の専科指導などを加配教員が担っているという現状を述べる

とともに、「加配教員の多くが町村の学校現場において、質の高い教育や環境の改善に必要不可欠であり、『加配』という言葉で言い尽くせないほどなくてはならない存在になっている。町村にとって、加配教員の配置ができなくなるのは極めて大きな痛手である」と強調、今後5年間で段階的に実施される35人学級の編制にあたっては、令和3年3月の衆議院・参議院の『文部科学委員会附帯決議』のとおり、必要な定数を削減することなく安定的な財源に

## 活 動

よって措置することを求めた。さらに、教員数の確保について、「子どもたちの学びの環境をさらに向上させるには、現状の教員数の維持が大前提であり、後に述べる貴重な人材が縮小されることがあってはならない」と述べ、都市部に教員が多く配置されることで、町村部にしわ寄せが来ないよう、十分な配慮を要請した。また、少人数学級が実施されている町村においても、特別支援学級等に教室が使用されるなど、今後教室不足が懸念されるため、不足する教室の増設にかかる施設設備に係る財政支援も併せて要請した。

次に教員の質の確保について、昨今教員志望の学生が減少傾向の中、質の高い教員を確保することが大きな課題であるため、「貴重な人材が教育の現場で活躍できるよう、養成や採用に注力していただきたい」と述べた。また、「中山間地や過疎地域の学校では児童数の減少等地域の実情に応じて、小中連携や小中一貫教育に取り組んでいるが、教員の小学校と中学校の教員免許状の併有率が低い状況である」とし、指導範囲の限定等、学校現場に不都合が生じているため、教員養成課程や現職教員において、小学校・中学校両教員免許を取得しやすくするよう、要件の緩和をはじめ、環境整備を要請した。



▲意見を述べる佐々木行政委員会委員

最後に、「未来を担う子どもたちに質の高い教育を実践するには、教員が一人ひとりの児童生徒と向き合い寄り添いながら、各自の特性を理解し、個性を伸ばすような学びを支援していくことが必要である。少人数学級推進のためにこれら現場の声をしっかりと受け止めていただき、次代を担う子どもたちに寄り添った教育施策を進めていただきたい」と述べ、意見陳述を締め括った。

## 町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えています。ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

# 個人情報保護制度の見直しについて

個人情報保護委員会事務局

個人情報保護制度担当室 主査 繁田 貴弘

## 1 はじめに

令和3年5月12日、第204回通常国会において、個人情報保護法の一部改正を含む、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が可決、成立し、同年5月19日に同法律(以下「改正法」という。)が公布されました。本稿では、改正法における個人情報保護制度の見直しについて紹介します。

## 2 見直しの概要

今回の見直しは、個人情報保護法(以下「個情法」という。)、行政機関個人情報保護法(以下「行個法」という。)、独立行政法人等個人情報保護法(以下「独個法」という。)の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に一元化することや、学術研究に係る適用除外規定を義務化などの例外規定として精緻化すること等を内容とするものです。

これらの見直しは、個人情報の取

扱いを一元的に監視監督する体制を確立し、またデータ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正することを目的としており、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が期待されます。

## 3 現行制度の状況

現行の個人情報保護法制は、個人情報保護に係る基本法でもある個情法が民間部門を、行個法が国の行政機関を、独個法が独立行政法人等を、地方公共団体ごとに定められている条例が各地方公共団体を、それぞれ規律する法体系になっており、その解釈運用も委員会のほか、総務省や各地方公共団体が別々に行っている。

また、個情法においては、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者(以下「学術研究機関等」という。)が、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を、一律に現行の個情法第4章に定める民間部門の規律の適用除外とする一方、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表する努力義務を課しています。

## 4 個人情報保護制度の見直し

### (1) 法体系の一元化

改正法により、行政機関及び独立行政法人等における個人情報の取扱に係る規律を改正後の個情法に一元的に規定することとなるため、行個法及び独個法は廃止されます。

また、地方公共団体についても、改正後の個情法において全国的な共通ルールを規定し、原則として国の行政機関と同様に規律されることとなるため、法施行までに所要の条例の改廃が必要です。

### (2) 主体と規律との関係

前述したように、改正後の個情法においては、公的部門・民間部門における規律を一覧的に規定し、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人(学術研究及び医療事業を行う独立行政法人等(以下「規律移行法人等」という。)を除く。)については、公的部門の規律が適用され、民間事業者及び規律移行法人等については、民間部門における規律が適用されます。

また、学術研究機関等については、個人情報取扱事業者の義務等が一律の適用除外ではなく、利用目的によ

政 策

る制限や要配慮個人情報取得制限等、義務ごとの例外規定として精緻化されています。

これにより、異なる属性の主体（民間事業者、独立行政法人等、地方独立行政法人等）が、学術研究及び医療の進展という共通の目的で協力して個人情報の活用を行っているところ、現行法制では別々の規律が適用されることによる課題が生じていました。今回の法改正により、同一の規律が適用されることになり、こうした課題が解決されること期待されます。

(3) 地方公共団体における規律

改正後の個人情報における地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）の保有する個人情報の取扱いについては、原則として、現行の行個法の規定をベースとして、今回の法改正により見直しを加えられた国の行政機関や独立行政法人等に関する規律と同様の規律が適用されることとなります。

なお、地方議会については、改正後の個人情報法の適用対象とされていないため、自律的な個人情報保護が適切に行われることが望まれません。

ここでは、改正後の個人情報法により地方公共団体等にも適用されることとなる公的部門に関する主な規律について説明します。

〈保有制限、利用目的の明示〉

地方公共団体の機関が個人情報を保有するに当たっては、条例を含む法令の定める所掌事務等の遂行に必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならず、当該目的の達成に必要な範囲を超えて、保有してはなりません。

また、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報取得するときは、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき等の特定の場合を除き、利用目的をあらかじめ明示しなければなりません。

〈不適正な利用の禁止・適正な取得〉

地方公共団体の機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、また、個人情報を適正な手段により取得しなければなりません。

〈正確性の確保〉

地方公共団体の機関は、利用目的

の達成に必要な範囲内で、保有個人情報の正確性を確保する措置を講ずるよう努めなければなりません。

〈安全管理措置・従事者等の義務〉

地方公共団体の機関（委託先、再委託先、指定管理者等を含む。）は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置を講じる必要があります。また、個人情報の取扱いに従事する地方公共団体の機関の職員等については、業務上知り得た個人情報を漏えいし又は不当な目的に利用することが禁止されます。

なお、地方公共団体によっては、条例でオンライン結合を制限している場合がありますが、改正後の個人情報法においては、安全管理措置や利用提供の制限に係る規定等により、個人情報の安全性を確保することとしており、行個法と同様に、オンライン結合に特化した形での制限規定は設けていません。

〈漏えい等報告〉

保有個人情報の漏えい等が発生したときは、委員会への報告及び本人への通知が必要となります。ただし、改正後の個人情報法第78条に規定する不開示事由に該当する情報が含まれる

場合等については、元々本人への開示を想定していないことから、本人通知は不要です。

〈利用・提供制限、外国第三者提供〉

保有個人情報については、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の利用・提供を原則禁止し、本人や社会公共の利益になる場合など一定の場合にのみ、利用目的以外に利用提供することができます。また、保有個人情報を外国にある第三者に利用目的以外の目的で提供するに当たっては、法令に基づく場合等を除き、本人の同意が必要です。

〈個人情報等の提供を受ける者への措置要求〉

第三者に個人情報を提供する場合や、個人関連情報を提供するときであつて当該第三者が当該個人関連情報に紐づいた個人情報を保有している場合など、個人情報として取得することが想定される場合には、当該第三者に対して、利用の目的や方法の制限等の必要な制限を付し、又は、漏えいの防止等のために必要な措置を講ずることを求めるものとされています。

## 政 策

## 〈仮名加工情報〉

仮名加工情報は、イノベーションを促進する観点から、専ら内部分析に用いる個人情報について一部の義務を緩和する趣旨で民間部門に創設された制度ですが、地方公共団体等については、前述の利用・提供制限の規定の範囲内で仮名加工情報に相当する情報の作成・利用が可能であり、制度としては設けられています。

しかし、地方公共団体等が仮名加工情報を取得した場合、個人情報に該当しない場合があり得るため、法令に基づく場合を除き、第三者への提供が禁止され、漏えい防止等の安全管理のための措置を講じなければならぬこととされています。また、本人を識別するために削除情報等を取得することや他の情報と照合することは禁止されています。

## 〈個人情報ファイル〉

個人情報ファイルを保有する場合には、その保有する個人情報ファイルの概要を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければなりません。なお、条例により「個人情報取扱事務登録簿」等を作成、公表している地方公共団体については、個人情報ファイル簿に加えて、引き

続き、条例で当該登録簿等の作成、公表をすることも可能としています。

## 〈開示、訂正、利用停止及び審査請求〉

現行の行個法の規定を引き継ぐ形で、改正後の個人情報法においても、本人による地方公共団体等に対する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る請求権についての規定が置かれています。これらの請求に係る審査請求については、地方公共団体の執行機関の附属機関として設置される機関に諮問しなければならぬこととされています。

また、現行の行個法では、未成年者や成年被後見人の法定代理人による代理請求のみが認められていたところ、改正後の個人情報法においては、本人の権利利益を保護する観点から、民間部門における現行の規律と同様に、任意代理人による代理請求も認められることとなりました。

## 〈行政機関等匿名加工情報〉

地方公共団体等についても、原則として、匿名加工情報に係る提案募集が義務付けられます。具体的には、保有する個人情報ファイルについて、民間企業等の利用に供するため、その利用に係る提案を定期的に募集

し、提案があった場合には、審査のうえ、基準に適合する場合には、契約を締結し、本人が特定できないように加工した匿名加工情報を提供することに なります。

なお、特に小規模団体における提案募集対応への負担を考慮し、当分の間は、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等については、提案募集の実施は任意としています。

## 〈審議会等への諮問〉

地方公共団体は、条例により審議会等へ諮問することができます。ただし、地方公共団体は、ガイドラインや委員会の助言等の内容を踏まえ、個人情報の取扱いに関する事務を処理していくこととなるため、審議会等への諮問については、個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要があると認めるときに限られます。

## (4) 条例との関係

改正後の個人情報法においては、地方公共団体が自ら保有する個人情報の取扱いについて保護と流通の両立を図るため、共通ルールを設定するとともに、条例による必要最小限の独自の保護措置を許容することとしています。

条例に規定されることが想定されるものとして、条例要配慮個人情報の内容や個人情報取扱事務登録簿の作成、公表に係る事項、本人開示等請求における不開示情報の範囲や手数料、本人開示請求等の手続、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料、審議会等への諮問について改正後の個人情報法において規定されています。

また、独自措置として条例に規定することが想定されないものとしては、個人情報に死者に関する情報を含めることや要配慮個人情報の利用等の制限、オンライン結合制限に関することなどが挙げられます。

なお、地方公共団体は、独自の保護措置について条例を定めた場合には、委員会への届出が必要となります。

## (5) 委員会による公的部門の監視

改正後の個人情報法においては、官民データ活用の推進を図る観点から、従来の民間部門の規律に加えて、公的部門の規律についても委員会が一元的にこれらの規律の解釈運用を行うことになるほか、これまでも特定個人情報の取扱いに関する監督や民間部門における個人情報の取扱いを担ってきた委員会が、蓄積した知

政 策

見や専門性を発揮して、国の行政機関や独立行政法人等、地方公共団体等における個人情報取扱いについても、指導、助言、勧告などの監視を行うこととなります。また、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的助言を求めることができるものとされています。

5 今後について

行政機関及び独立行政法人等に係る規定の施行期日については、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日となつています。また、地方公共団体等に係る規定の施行期日については、公布の日から2年（条例届出については1年6月）を超えない範囲内において政令で定める日です。地方公共団体においては、法施行までに条例の改廃が必要となりますので、今後、公表予定としているマニュアルやガイドラインなどを参考にしながら、必要な検討を行ってください。

6 職員派遣のご案内

最後に、個人情報保護委員会への

職員派遣のご案内です。

これまで述べてきたように、今後、条例改正をはじめ、新たな個人情報保護制度の施行に向けた対応が必要になってまいります。この機会に、個人情報保護制度の最前線である個人情報保護委員会への職員派遣に、少しでも興味・関心をお持ちの場合には、ぜひ、文末に記載の職員派遣関係連絡先に、ご連絡、お問い合わせください。

問合せ先

（制度関係）

個人情報保護委員会事務局個人  
情報保護制度担当室 参事官 補佐  
伊山 遼  
TEL：03-6457-1974 8

（職員派遣関係）

個人情報保護委員会事務局総務  
課長 西中 隆  
TEL：03-6457-1959 7  
個人情報保護委員会事務局総務  
課企画官 大上 明子  
TEL：03-6457-1959 8

# 車両共済(保険)のご案内

## （一般自動車保険の車両保険）

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「**ご自身のおクルマの補償(車両保険)**」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

### 町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら！

- 無事故による割引で新規から **43%(保険料)割引**
  - ・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**
  - 保険料分割払(12回)も選択可能です。
  - ・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

### ●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

**株式会社 千里 (取扱代理店)**  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内  
●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

TEL **0120-731-087**  
FAX **03-3519-7325**

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください  
(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社

東郷湖の景観

現地レポート 町村独自のまちづくり



魅力と活気にあふれ  
多くの人が集うまち

鳥取県 湯梨浜町

湯梨浜町の概要

湯梨浜町は、平成16年10月に羽合町・泊村・東郷町の3町村が合併してできた町で、令和3年4月15日現在、人口は16,705人、世帯数は6,402世帯の町です。

鳥取県のほぼ中央に位置し、面積は77.94km<sup>2</sup>。アクセスは、羽田空港から鳥取空港経由で約2時間、大阪からは特急列車や自動車です。

町名は、「東郷湖底から湧き出る温泉、日本一の二十世紀梨の産地、日本海に広がる白砂青松の砂浜と漁港と、町の特色を表したもので、全国から公募し、町民のがき投票を経て決定されました。

町の中央部には、古来、鶴の池と称される一周約12kmの「東郷湖」があり、その美しい景観は山陰八景に数えられ、「美しい日本のむら景観百選」に

も選ばれています。

湖周には、「はわい温泉」、「東郷温泉」の二つの温泉、国内最大級の中国庭園「燕趙園」、伯耆国の一ノ宮である「倭文神社」、スポーツアリーナもある県立都市公園「東郷湖羽合臨海公園（面積約65ha）」に加えて、七福神の名を冠した足湯もあり、週末や好天の日には、テニス、グラウンド・ゴルフ、カヌーなどの各種スポーツの愛好者、ウォーキング、サイクリング、釣りを楽しむ人、ご家族連れなど、多くの人で賑わっています。

また、縄文、弥生、古墳時代の遺跡も多く、国の重要文化財である形象埴輪のほか、山陰地方最大級の前方後円墳、平安時代中期に一ノ宮の経塚に埋められた国宝の「銅経筒」、鎌倉時代中期の「伯耆国河村郡東郷荘下地中分絵図」、国の重要文化財の住宅と国の名勝である庭園を有する尾崎家、近時



## フォーラム



▲とまりグラウンドゴルフのふる里公園「潮風の丘とまり」



▲グラウンド・ゴルフ国際大会YURIHAMAに参加した上海チーム

の研究により羽柴秀吉が中国攻めの際布陣したとされる十万寺城跡など、いたるところで歴史や文化に出会えるまちでもあります。

さらに、毎年開催するグラウンド・ゴルフ発祥地大会、ハワイアンフェスティバル、ベテラン卓球大会などの全国大会をはじめ、ドラゴンカヌー大会、水郷祭など多くのイベントがあり、活気のある町です。

## 地方創生の活用

資源等を活かしたまちづくりを進める当町にとって、地方創生は好機であり、以下の施策を展開中です。

## グラウンド・ゴルフ等を活用した交流人口の拡大

グラウンド・ゴルフは子どもから高齢者まで多世代が楽しめる生涯スポーツとして、わが町(合併前の泊村)で誕生し、国内には300万人以上の愛好者がおられます。町内の専用コース「潮風の丘とまり」では、1年間に大小200回以上の大会が催され、毎年開催のグラウンド・ゴルフ発祥地大会(定員768人)は、毎回定員を超える応募があります。

また、グラウンド・ゴルフは仲間づくりや健康づくりにも適したスポーツ

であり、「グラウンド・ゴルフで友情と健康の輪を世界に」を合言葉に、クラウドファンディングや国内愛好者から用具の寄付を募り、海外に提供等しながら、普及と交流関係の構築に努めています。平成27年からは毎年国際大会を開催し、令和元年度大会(昨年は中止)は、12か国168人の外国人に144人の日本人を加えた312人が参加しました。

この間、海外へのトップセールスや町民等の海外大会への参加交流も進め、一昨年、日本グラウンド・ゴルフ協会のご尽力により、国際グラウンド・ゴルフ連盟が設立されました。

現在、来年に延期された「ワールドマスターズゲームズ2021関西」の開催に向け準備を進めています。この大会は、30歳以上であれば誰でも参加可能で、グラウンド・ゴルフは、国内外合わせて672人が定員です。グラウンド・ゴルフを通じて、住民と国内外の参加者との交流が相互のスポーツツーリズムという形で定着することを願っています。

ウォーキングでも海外との交流を進めています。平成23年から、町の総合的なプロジェクト「天女のふる里づくり」の柱の一つにウォーキングリゾート構想を掲げ、湖周のトイレ整備、エイドステーションの整備支援のほか、「ゆりはま天女ウォーク」などの大会を開催。平成25年には、東郷湖周辺

ウォーキングコースが、全日本ノルディック・ウォーク連盟の公認コースの全国第一号に認定されました。

これと並行して、韓国の済州オルシとの連携を図り、昨年11月、「友情の道」協定を締結しました。お互いが紹介し合うことにより、人の流れが進むと思っています。

なお、平成30年からは、大手総研の呼びかけに応じ「めぐる」、「たべる」、「つかる」がコンセプトの「ONSEN・ガストロノミーウォーキング」を開催。初回は、リフレッシュ部門で1位に、2回目の令和元年(昨年はコロナ禍で中止)は306人が参加し、全国26か所で開催された大会の中から、最優秀賞に選ばれました。現状では海外との交流には至っていませんが、近隣の各産業従事者の皆さんと魅力ある大会を実施することは有意義なことであり、この大会を一層磨き上げたいと思っています。



▶羽衣天女モニュメント

## フォーラム

## ゆうゆう、ゆりはま

います。

おおらかな「悠々」、遊びごころの「遊々」、やさしい「優々」といった、湯梨浜町の自然や文化、人間性から着想した言葉を使い、平成28年から町の各分野で活躍する女性にスポットを当て、ポスターや冊子、動画等を制作。首都圏等で情報発信することにより、町の産業を強くし、ひいては女性の活躍する社会づくりやワークライフバランスの確立に対する町民の皆さんの関心を高めようと「ゆうゆう、ゆりはま」事業に取り組んでいます。



▲スイカ「とまり美人」を手がけるゆうゆうレディ

東京や町内での発表会等を通じ、連帯感が生まれ、制作後各事業所に配布したポスターや冊子も付加価値の創出に役立っており、販路拡大や新たな商品開発も進んでいます。しかし、後継者不足の中、皆さんの情熱や技術をどのようにに次世代につなぐかという課題があり、本年度は二十世紀製に限らず、当町が誇るシャインマスカットやピオーネなどのブドウ、幻のスイカと呼ばれる「とまり美人」、「とっておき」などのイチゴ、クレオパトラメロンなどへの支援も強化します。



▲地域の振興にがんばるやさしい「鬼嫁」たち

## 生涯活躍のまち

平成27年から多世代が生涯にわたって活躍し、安心して暮らせる町の実現に取り組みました。平成28年以降は基本計画の策定、建設工事を進めつつ、移住の促進、生涯活躍のまちの拠点運営などを担う「湯梨浜まちづくり株式会社」を設立するなど、生涯活躍のまちづくりの体制を整えました。

平成30年に総合相談センター「どれみ」とゆりはま暮らしお試し住宅「まつきぎ屋」、多世代交流センター「ゆるりん館」を松崎地区に整備。「どれみ」は、移住・定住や空き家対策、健康管理等、住民の各種相談の場として、年間6千人ほどが利用し、「まつきぎ屋」は、山あいのお試し住宅「もりた屋」とは異なり、移住検討者が町中での生活を体験できる施設です。「ゆるりん館」は閉鎖されたスーパーマーケットを改修し、ふれあいホール、多目的ホール、買い物広場、足湯などを配備し、通常の食事の提供のほか、地域の子ども食堂「みんなの食堂ゆるりん」が定期開催されるなど、多世代・多地域の交流を生み出しています。

松崎地区の対岸となる東郷湖畔に生涯活躍のまちの象徴的拠点「レークサイド・ヴィレッジゆりはま」があります。これは、ホテル跡の民有地(4ha)を活用し、一部温泉付きの一般分

譲宅地、町営住宅、サービス付き高齢者住宅、福祉施設、商業施設を整備しようとするものです。平成29年に基本計画を策定、令和元年に一般分譲地67区画の販売受付を開始。令和2年に造成が完了し、現在、一般分譲地67区画54区画が販売済みで、4戸の入居、3戸が建設中です。一部福祉施設も稼働しています。

このことを進めるに当たっては、都市部からお年寄りを招き、町の負担が増えるだけではないかといった意見がありました。分譲宅地の購入者は、県外4、県内他市町39、町内11となっており、さらに、既に稼働している福祉施設では移動販売を実施し、買い物の不自由な地域の高齢者等に貢献しているほか、この開発区域の向かいに3歳未満児を預かる民間の小規模こども園が開園するという効果もありました。いよいよ今年から高齢者・障がい者福祉サービス施設の建設、PFI方式による22戸の町営住宅の設計・建築工事が始まります。この開発は、基本計画までは町がつくり、事業の実施は、13の民間企業が株式会社を設立して実施するシェアケースであり、力を合わせて、誰もが住みやすく、世代を超えて循環するまちの具現化を図ります。

## 移住・定住の促進

生涯活躍のまちを担う人材を確保す

フォーラム



▲「レークサイド・ヴィレッジゆりはま」完成予想図

るため、移住・定住にも取り組んでいます。平成30年から湯梨浜まちづくり株式会社に移住コーディネーターを配置し、県外の移住検討者一人一人に寄り添ったきめ細かな相談対応を実施し、10組18人の移住に結びつきました。

併せて、移住定住者への支援制度の充実も図りました。県外からの移住者が住宅を取得する際に最大200万円を補助、町内外を問わず若者夫婦・子育て世代の住宅取得に50万円（過疎地

域、中山間地域は60万円）を補助しています。このうち、新婚夫婦の住宅取得について、国が支援制度を創設したのに伴い、それを単町事業に上乗せする形で115万円の補助を行っています。このほか、移住者の家賃支援や運転免許取得、ペーパードライバー講習受講に対する支援など、移住者がスムーズに町での生活に移行できる支援制度も設けています。

関係人口と  
ワーケーション

令和2年から、町あるいは町民の皆さんとの関わりを深め、楽しんで、能力を發揮したり、自らの望みをかなえたりしながら、移住・定住や地域活動の担い手などでご活躍をいただける人を醸成するため、「ゆりはまフェロー」の認定制度を設けました。フェローになるには、Facebook「ゆりはまフェローズ」に「いいね！」をしていたただけです。「ゆりはまフェローズ」では、地域おこし協力隊員が町の魅力や

イベント、日々の状況などを発信し、県外者にはお試し住宅利用料金の割引の特典などがあります。新型コロナウイルス感染症流行のため、首都圏等での活動は大きな制約を受けましたが、現在の会員数は466人（4月19日現在）です。セミナー参加者の中から実際に町を訪れる人もあるなど、効果が表れ始めています。3月25日、東京の緊急事態宣言解除直後に、大手町で写真展や物産展に合わせる形でセミナーを開催できたことは貴重な機会でした。本年度は、アフターコロナに向け、オンラインを含むセミナーの充実、現地ツアーやイベント・情報提供の強化による交流促進を図り、更なる



▲都市圏でのセミナーの様子（令和元年10月）

広がりや深化を目指します。

これに加え、本年度からワーケーションの取組を始めます。町内の複数の旅館と町営国民宿舎（全国最初の国民宿舎）と二つのお試し住宅を当面の受け皿に、PR、施設整備支援等を行い、タッグを組んで実績を積みたいと考えています。

住みやすく魅力と活気あふれる  
愛のまち（町第4次総合計画）へ

第1期湯梨浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年〜令和元年）の県外からのIJUターン者数は、目標850人に対し、実績は909人と目標を超え、合計特殊出生率も、この7年間のうち4年は2を超えています。しかしながら、人口が社会増になることはあっても自然減分を補うには至らず、ここ10年間で対前年比の減少が小さかったのは、平成23年の▲38人、平成26年の▲47人と平成29年の▲49人です。

今後とも重点分野として取り組んできた子育て支援や教育、産業振興等に加え、昨年から実施のSIBを活用した自治体連携による健康づくりの力を注ぐ一方で、町民の皆さんとともに、各分野の施策に全世代、全員活躍のためのさまざまな「愛」を織り込み、総合計画の目標達成を目指します。

湯梨浜町長 宮脇 正道

随 想



随 想

豊かな自然の中で  
躍動するまち

ほが けん もく ただし  
栃木県芳賀町長 見 目 匡

芳賀町は、栃木県南東部に位置し、西は宇都宮市に隣接している人口約15,000人の町です。広大な水田が広がり、恵まれた自然環境を活かした農業が盛んで、県内有数の米どころとして知られています。

**LRT(次世代型路面電車)の整備**  
芳賀町と宇都宮市が共同で、LRT(次世代型路面電車)を整備しています。全線新設によるLRTの整備は全国初であり、JR宇都宮駅から芳賀・高根沢工業団地までの14.



▲LRT車両の走行イメージ

6kmをつなぐ路線となります。バスやデマンド交通などと連携することで、子どもからお年寄りまで誰もが利用しやすい公共交通ネットワークを構築します。

鉄道のない芳賀町にとって新たな移動手段となるLRTは、利便性の向上のみならず、芳賀町のシンボルとして魅力の向上につながり、新たな人の流れを生み出すことができるものと期待しています。

**芳賀第2工業団地の造成**

芳賀町には芳賀・高根沢工業団地と芳賀工業団地、合わせて約366haの工業団地があります。2つの工業団地には、芳賀町の人口を大きく上回る約30,000人が勤務しています。また、高度な技術を有する企業や研究所など約100社が立地し、雇用機会の拡大や地域経済の高度化・安定化、また、当町の財政基盤の安定にも大きく貢献しています。

現在、既存工業団地の隣接に約23haの芳賀第2工業団地の造成を進めています。LRTの停留場からも近いことから、先行して予約分譲を行った区画については、おかげさまで優良な企業との予約協定を締結したところです。優良な工業団地の基盤が、更に強固なものになります。

**相陽が丘住宅団地の分譲**

芳賀町の中心地である祖母井地区に124区画の住宅団地を町施工で造成しました。

芳賀町と宇都宮市を結ぶバイパス道路に接続していることや、日当たりが良く自然との調和がとれた好立地、LRTが開通する期待感等により、平成31年2月の分譲開始から約2年間で、全ての区画の分譲を完了することができました。想定していた以上の売れ行きで、芳賀町に魅力を感じ、住む場所として選んでいただけたというのは、ありがたい限りです。

また、入居される方の多くが子育て世代であり、今後の芳賀町の地域コミュニティの維持・活性化に寄与するものと期待しています。

**自然と調和した新たな名所づくり**

芳賀町の中心部を流れる五行川の両岸に、栃木県が整備を進める五行川芳賀遊水地があります。遊水地は、大雨の際に水量を調整し、洪水を防ぐ役割を持つものです。芳賀町では、その外周に桜を植樹し、桜堤を整備しています。また、四季折々の草花



▲遊水地

を植栽し、広大な水田に囲まれた見晴らしの良い風景と合わせ、新たな観光名所を生み出します。

また、遊水地の南の約1・3kmに道の駅はが・芳賀温泉ロマンの湯があります。これらと芳賀遊水地をつなぐ遊歩道を整備し、歩いて往来できるようにします。LRTを利用し芳賀町を訪れた方々が、桜を始めとした四季折々の草花を楽しみ、散策でかいた汗を芳賀温泉ロマンの湯でゆったりと流していただく、そのような芳賀町でしかできない楽しみ方を提案できればと考えています。

人口減少社会において、町の持つ魅力を最大限に引き出しつつ、併せて、将来に必要な整備を行い、持続可能なまちづくりを進めてまいります。そして、農村の中にある目立たない町が、人口減少社会を克服し、未来に躍進するまちを目指します。